

【用語解説】

準都市計画区域

都市計画区域の外において、市街化が進行すると見込まれる場合に、土地利用を規制するために設ける区域。

【都市計画法第5条の2第1項】

特別用途地区

用途地域内において、用途地域よりもさらにきめ細かい建築規制を実施するために設定される地区。

【都市計画法第8条第1項】

特定用途制限地域

用途地域がないエリアでの、きめ細かな建築規制を実施するために設定される地域。(用途地域内での「特別用途地区」に代わるもの)

【都市計画法第9条第14項】

区域区分

都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。

【都市計画法第7条、施行令第3条】

市街化区域

すでに市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

【都市計画法第7条】

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

【都市計画法第7条】

都市計画区域の整備、開発、保全の方針

都道府県が定める都市計画区域における都市計画の基本的な方針。

【都市計画法第6条の2】

地区計画

比較的小規模な地区を対象に、それぞれの地域にふさわしい特徴をもった街づくりを行うために設けられた計画。

【都市計画法第12条の4】

都市計画区域

市の中心部を含み、一体的に整備・開発・保全する必要がある区域で、都市計画法その他の関連法令の適応を受ける。

【都市計画法第5条】

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設及び市街地開発事業などに関する計画。

【都市計画法第4条】

都市計画審議会

都市計画について、調査審議するために市民や議員、学識経験者などで組織された機関。

【都市計画法第77条及び第77条の2】

第7次三笠市総合計画（平成14年度～平成23年度）

議会の議決を経て定められた本市のまちづくりの方向を定めた最上位計画。

【地方自治法第2条4項】

三笠市振興開発構想

新たなまちづくりを見据えた本市全体の振興策。地域活性化につながる具体的な施策の方向性を示す。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく市街地開発事業のことで、土地所有者から土地の一部を提供してもらい、道路や公園などを整備し、居住環境等の向上と計画的な市街地を形成するための事業。

用途地域

良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や形態を規制、誘導するために区分した地域の名称。12の種類に応じて建築できる建物の種類や、容積率、建ぺい率などの建築規制がきめ細かく定められている。

【都市計画法第8条】

都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道、廃棄物処理施設など都市において必要となる公共的な施設。

【都市計画法第11条1項】

第3次国土利用三笠市計画（平成14年～平成23年）

国土利用計画法の規定に基づき、国土利用計画（北海道計画）第3次を基本とし、三笠市の区域について定める国土（市土）の利用に関する基本的事項についての計画。

【国土利用計画法第8条】

三笠市公営住宅ストック総合活用計画（平成12年度～平成32年度）

良質な公営住宅の効率的な供給の促進を目的とし、既設公営住宅の居住水準の向上、安全性の確保等を図るために必要な個別又は全面的な改善・更新の計画。

建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

白地地域

都市計画区域内のうち、用途地域規制がかかっていない地域。

まちづくり3法

都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の3つの法律の総称。

大型店舗等の郊外出店を規制して、市街地における中心商店街の衰退を食い止めることをねらった法律。